

29年度予算に基づく標準保険料の試算結果について

1 試算の概要

- ・激変緩和の在り方を具体的に検討するためのほか、県及び市町村の30年度予算編成に活用するため試算を行った。
- ・平成29年度予算ベースで推計し、国からの公費拡充分（全国ベース約1,700億円のうちの約1,200億円）及び国特別調整交付金の一部を見込んで試算した。
- ・今回の試算では、システムの都合上、退職被保険者分の算定ができないため、一般被保険者分のみで試算した。

2 一人当たり保険料の算定方法の変更

激変緩和を具体的に検討していくため、一人当たり保険料の算定方法について、国の通知に従って改めた。

なお、比較する値（eベース保険料）については、変更していない。

(1) 第2回仮試算の算定方法

下記3区分の保険料の総和で算定。

- ・医療分の保険料総額 ÷ 医療分の被保険者数
- ・後期高齢分の保険料総額 ÷ 後期高齢分の被保険者数
- ・介護分の保険料総額 ÷ 介護分の被保険者数

(2) 第3回試算の算定方法

各区分の保険料の総額を、一般被保険者数で除して算定。

- ・(医療分+後期高齢分+介護分の保険料総額の和) ÷ 医療分の一般被保険者数

(3) 変更の理由

第2回仮試算（前回）は、一人当たり保険料の算定方法について、国から具体的な指示がなかったため、介護保険料を負担している被保険者の状況に沿って算定した。

第3回試算（今回）は、各保険料区分の総和を医療分（又は後期高齢分）の被保険者数で除することにより、激変緩和措置を行う際に、医療分・後期高齢

分・介護分の、どの保険料区分に財源を投入しても最終的な保険料は同じ結果とするためである。

※ 具体的には、介護保険分の被保険者数を一般分の被保険者数に置き換えて比較した。

3 試算結果（県平均）

県平均一人当たり標準保険料

平成27年度保険料 104,967円

平成29年度試算保険料 103,955円

(▲1,012円、▲1.0%)

※ 今回の平成27年度保険料については、介護保険料を負担する被保険者数、過年度精算分など、厚労省において試算手法が示されことにより、前回（第2回試算）とは異なる。

※ 全国約1,200億のうち、本県には **68億円** が配分された。

※ 30年度の標準保険料の算定に当たっては、公費拡充分の残りの配分額（全国約400～500億）や年度変更に伴う医療費の増加等により、**今後も変動する**ことが予想される。

【参考】

費目	千葉県への配分額	一人当たり公費拡充分
国普通調整交付金	20億円	▲1,310円
国特別調整交付金（県分）	7億円	▲480円
保険者努力支援制度（県分）	10億円	▲650円
保険者努力支援制度（市町村分）	18億円	▲1,170円
暫定措置（激変緩和措置分）	13億円	▲850円
合計	68億円	▲4,460円

※ その他、特例基金から5億円（一人当たり、330円の減）を追加投入。

2 市町村別の試算結果（激変緩和を講じない）

(1) 16団体で増加、38団体で減少。

(2) 最も保険料（税）が上がる団体は、

金額ベースにおける最高は、	四街道市	+18,910円
2番は、	浦安市	+9,382円
3番は、	船橋市	+8,296円
割合ベースにおける最大は、	四街道市	+19.8%
2番は、	船橋市	+7.8%
3番は、	浦安市	+7.6%

(3) 最も保険料（税）が下がる団体は、

金額ベースにおける最低は、	御宿町	▲33,791円
2番は、	芝山町	▲27,294円
3番は、	東庄町	▲25,959円
割合ベースにおける最小は、	御宿町	▲31.5%
2番は、	鋸南町	▲25.6%
3番は、	東庄町・芝山町	▲21.3%

(4) 内訳

保険料税が 増加 する団体	16団体	団体名
+1万円以上	1団体	四街道市
+5千～1万円	9団体	船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、八千代市、我孫子市、君津市、浦安市、酒々井町
+0～5千円	6団体	東金市、習志野市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、袖ヶ浦市
保険料税が 減少 する団体	38団体	
▲0～5千円	13団体	千葉市、市川市、館山市、野田市、香取市、茂原市、柏市、鴨川市、八街市、栄町、睦沢町、長柄町、神崎町
▲5千～1万円	9団体	匝瑳市、市原市、富津市、印西市、一宮町、長生村、九十九里町、大多喜町、南房総市
▲1万～2万円	10団体	銚子市、成田市、旭市、勝浦市、富里市、白子町、多古町、いすみ市、山武市、横芝光町
▲2万円以下	6団体	長南町、大網白里市、芝山町、東庄町、御宿町、鋸南町

3 激変緩和措置について

- ・保険料の急激な負担増とならないよう、激変緩和措置に3つの財源を活用して、増加を一定割合以下に抑える。

【一人当たりの内訳】

カッコ内は、第3回試算としての総額。

・国の暫定措置（追加激変緩和）	▲	850円	（約13億円）
・県繰入金（2%）	▲4,	320円	（約66億円）
・特例基金からの繰出金	▲	330円	（5億円）
		<hr/>	
	計	約▲5,	500円（約84億円）

- ・一定割合を設けて激変緩和措置を講じ、一定割合は、県平均保険料の伸び率（自然増）+1年当たりの割合 α として検討した。

今回の試算結果による県平均保険料の伸び率（自然増）は、▲1.0%である。

- ・激変緩和措置を講じるため、既に配分済みの財源を各市町村から引き上げて、再配分した。
- ・激変緩和の必要額を超えた分（余剰分）は、前期高齢者数に応じて按分した。

4 市町村別の試算結果（Aパターン）

一定割合を、自然増＋「1年当たりの割合 $\alpha = 2\%$ 」で設定し、保険料の急激な上昇を抑制させる。

※ 「Aパターン」は、3.04%（自然増 [▲1.0%] + $\alpha = 2\%$ [2%×2年]) で設定。

(1) 27団体で増加、27団体で減少。

(2) 最も保険料（税）が上がる団体は、

金額ベースにおける最高は、	浦安市	+ 2, 332円
2番は、	松戸市	+ 1, 752円
3番は、	船橋市	+ 1, 606円
割合ベースにおける最大は、	浦安市	+ 1.9%
2番は、	松戸市	+ 1.6%
3番は、	船橋市・東金市	+ 1.5%

(3) 最も保険料（税）が下がる団体は、

金額ベースにおける最低は、	御宿町	▲ 30, 347円
2番は、	芝山町	▲ 23, 217円
3番は、	東庄町	▲ 22, 143円
割合ベースにおける最小は、	御宿町	▲ 28.3%
2番は、	鋸南町	▲ 22.0%
3番は、	東庄町	▲ 18.2%

保険料税が 増加 する団体	27団体	団体名
+ 2千円以上	1団体	浦安市
+ 1千～2千円	19団体	船橋市、木更津市、松戸市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、酒々井町、白井市、栄町、神崎町、袖ヶ浦市
+ 0～1千円	7団体	千葉市、市川市、館山市、茂原市、鴨川市、八街市、睦沢町
保険料税が 減少 する団体	27団体	
▲ 0～5千円	8団体	香取市、富津市、印西市、一宮町、長生村、長柄町、九十九里町、南房総市
▲ 5千～1万円	7団体	銚子市、成田市、匝瑳市、勝浦市、市原市、大多喜町、横芝光町
▲ 1万～2万円	8団体	旭市、富里市、白子町、長南町、大網白里市、多古町、いすみ市、山武市
▲ 2万円以下	4団体	芝山町、東庄町、御宿町、鋸南町

5 市町村別の試算結果（Bパターン）

一定割合を、自然増＋「1年当たりの割合 $\alpha=0.5\%$ 」で設定し、保険料の急激な上昇を更に抑制させる。

※ 「Bパターン」は、 0.00% （自然増 $[\blacktriangle 1.0\%]$ ）＋ $\alpha=0.5\%$ $[0.5\% \times 2\text{年}]$ で設定。

(1) 30団体で増加、24団体で減少。

(2) 最も保険料（税）が上がる団体は、

金額ベースにおける最高は、	四街道市	+ 2, 110円
2番は、	浦安市	+ 1, 288円
3番は、	船橋市	+ 1, 194円
割合ベースにおける最大は、	四街道市	+ 2. 2%
2番は、	船橋市・酒々井町	+ 1. 1%

(3) 最も保険料（税）が下がる団体は、

金額ベースにおける最低は、	御宿町	$\blacktriangle 28, 292$ 円
2番は、	芝山町	$\blacktriangle 21, 795$ 円
3番は、	東庄町	$\blacktriangle 20, 460$ 円
割合ベースにおける最小は、	御宿町	$\blacktriangle 26. 4\%$
2番は、	鋸南町	$\blacktriangle 20. 0\%$
3番は、	芝山町	$\blacktriangle 17. 0\%$

※ 激変緩和の必要総額（92億円）に対し約8億円不足しているため、一定割合の設定まで下がっていない。

(4) 内訳

保険料税が 増加 する団体	30 団体	団体名
+ 2 千円以上	1 団体	四街道市
+ 2 千～1 千円	6 団体	船橋市、木更津市、我孫子市、君津市、浦安市、酒々井町
+ 1 千円～0 円	23 団体	千葉市、市川市、館山市、松戸市、野田市、香取市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、鴨川市、鎌ヶ谷市、八街市、白井市、栄町、睦沢町、長柄町、神崎町、袖ヶ浦市、南房総市
保険料税が 減少 する団体	24 団体	
▲ 0～5 千円	9 団体	匝瑳市、市原市、富津市、印西市、一宮町、長生村、九十九里町、大多喜町、横芝光町
▲ 5 千～1 万円	6 団体	銚子市、成田市、勝浦市、富里市、多古町、山武市
▲ 1 万～2 万円	6 団体	旭市、白子町、長南町、大網白里市、鋸南町、いすみ市
▲ 2 万円以下	3 団体	芝山町、東庄町、御宿町

6 公表について

第3回連絡会議後に、この試算結果を公表することとする。

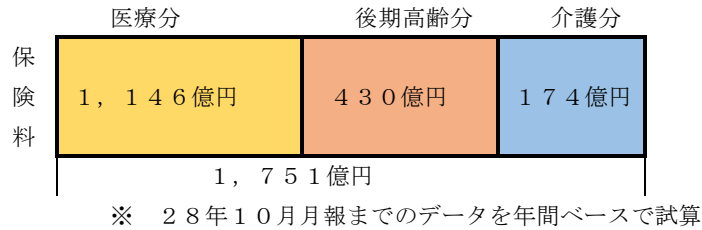
7 本算定に向けた課題

- 激変緩和措置の余剰分の配分により、急激に下がる市町村と緩やかに下がる市町村があり、逆転が生じる。

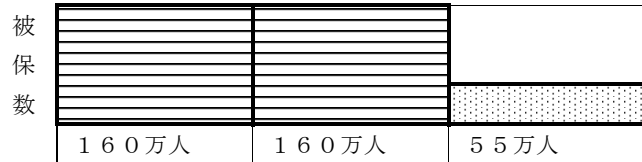
一人当たり保険料に係る算定方法の変更 (イメージ)

資料 1-1
別紙 1

【第2回仮試算】 29年度予算ベースでの試算

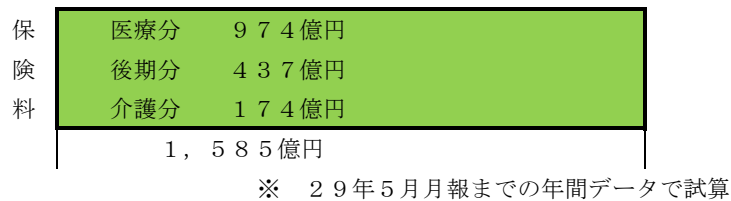


医療分	114,655,154,662円	÷	1,599,982人	=	71,671円
後期分	43,040,743,898円	÷	1,599,982人	=	26,902円
+ 介護分	17,400,749,607円	÷	547,343人	=	31,792円
合計					130,365円

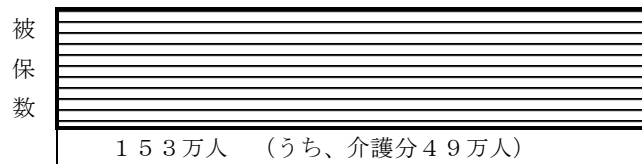


※ 介護保険分を賦課されている被保険者（40歳以上）の実際の保険料に近いが、それ以外の被保険者（40歳未満）の保険料とは異なる算出方法である。

【第3回試算】 29年度予算ベースでの試算



保険料総額	158,532,134,771円
÷ 被保険者総数	1,525,006人
合計	103,955円

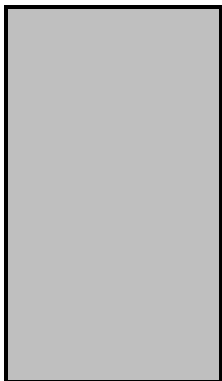


※ 激変緩和の投入に偏りが生じないための県平均保険料。
 ※ 医療分及び後期高齢分を賦課される被保険者（40歳未満）とも、介護保険分も賦課される被保険者（40歳以上）とも、実際の保険料とは異なる算出方法である。

激変緩和のイメージ

資料 1-1
別紙 2

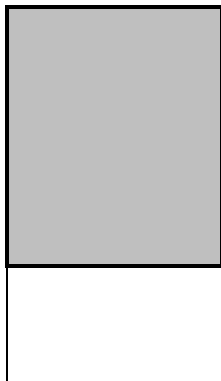
① 保険給付費等の必要総額を算出する。



保険料の必要総額（県全体）

県全体
5,372億

② 保険料必要総額に公費を投入して、納付金全体を引き下げる。

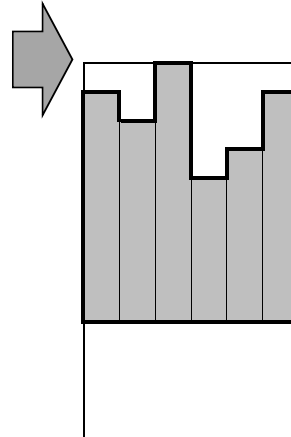


国・普通調整交付金
（公費拡充分を含む）
県・1号繰入金
など

県全体
2,107億

③ 各市町村の状況に応じて個別に公費を投入する。

（激変緩和をしない場合）
県平均 103,955円
（H27比 ▲1.0%）

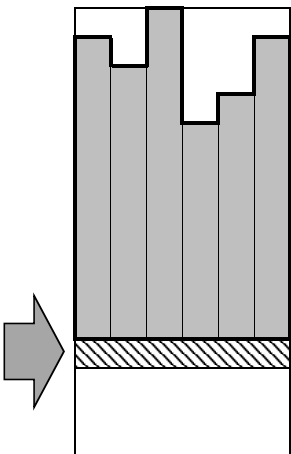


国・特別調整交付金
県・2号繰入金（1%）
国・保険者努力支援制度
など

各市町村の変動率
+19.8 ~ ▲31.5%

④ 既に配分済みの激変緩和の財源を引き上げる。

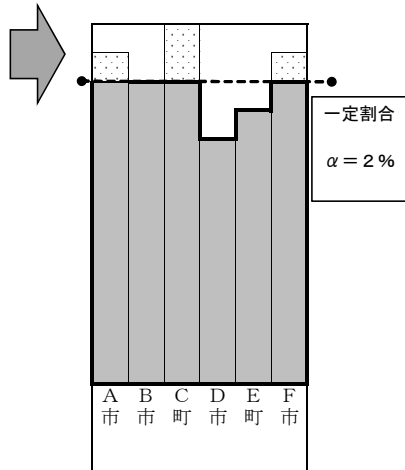
（保険料が一時的に上がる）
県平均 109,454円
（H27比 +4.3%）



各市町村の変動率
+25.5 ~ ▲26.

⑤ 激変緩和を行い、一定割合まで保険料の増加を抑制する。

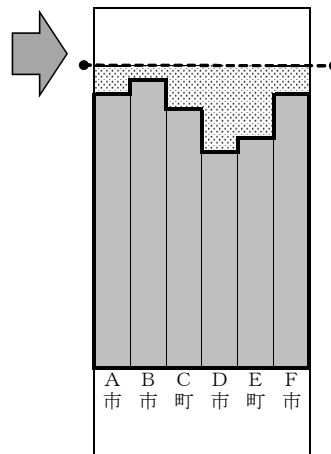
※ 国・暫定措置（13億）
県・繰入金（2%、66億）
特例基金（5億）
計 84億を投入。



各市町村の変動率
+3.0 ~ ▲26.4%

⑥ 財源に余力がある場合には、前期高齢者数に応じて各市町村に割振り、保険料を引き下げる。

※ 再配分額 25億を投入。



各市町村の変動率
+1.9 ~ ▲28.3%